

令和8年度三宅村宿泊事業者等支援事業補助金

今後、多様化する観光ニーズへの対応とともに、観光商工業の活性化を図ることを目的として、三宅村内で宿泊事業・飲食事業に加え、小売事業及び、一部サービス事業を実施している事業者を対象に、施設整備・環境整備に係る費用を補助します。

○対象者

- ・村内に住所を有する者
- ・村内に事業所を設置し補助金交付完了後5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- ・村税、使用料等に滞納がない者

○対象事業

- ・申請時点で未着手であるもの
 - ・該当年度中(令和9年3月31日まで)に完了する取り組みであること
- ※未着手とは、契約、支払、納品等を行っていないこと

○対象経費

施設整備	内装・外装・屋根の改修
環境整備	(1)施設内における関係備品の改修、更新 (2)照明器具類の整備 (3)冷暖房の整備 (4)周辺景観の整備 (5)宣伝広告に要する経費

○補助金額

- 上限1,000,000円(消費税は補助対象外とする)
※1,000,000円以下の事業費については、実際に支出した金額を上限
※1,000円未満の端数は切り捨て
※1事業所あたり1回限り

○公募期間

令和8年4月13日(月)～令和8年12月28日(月)

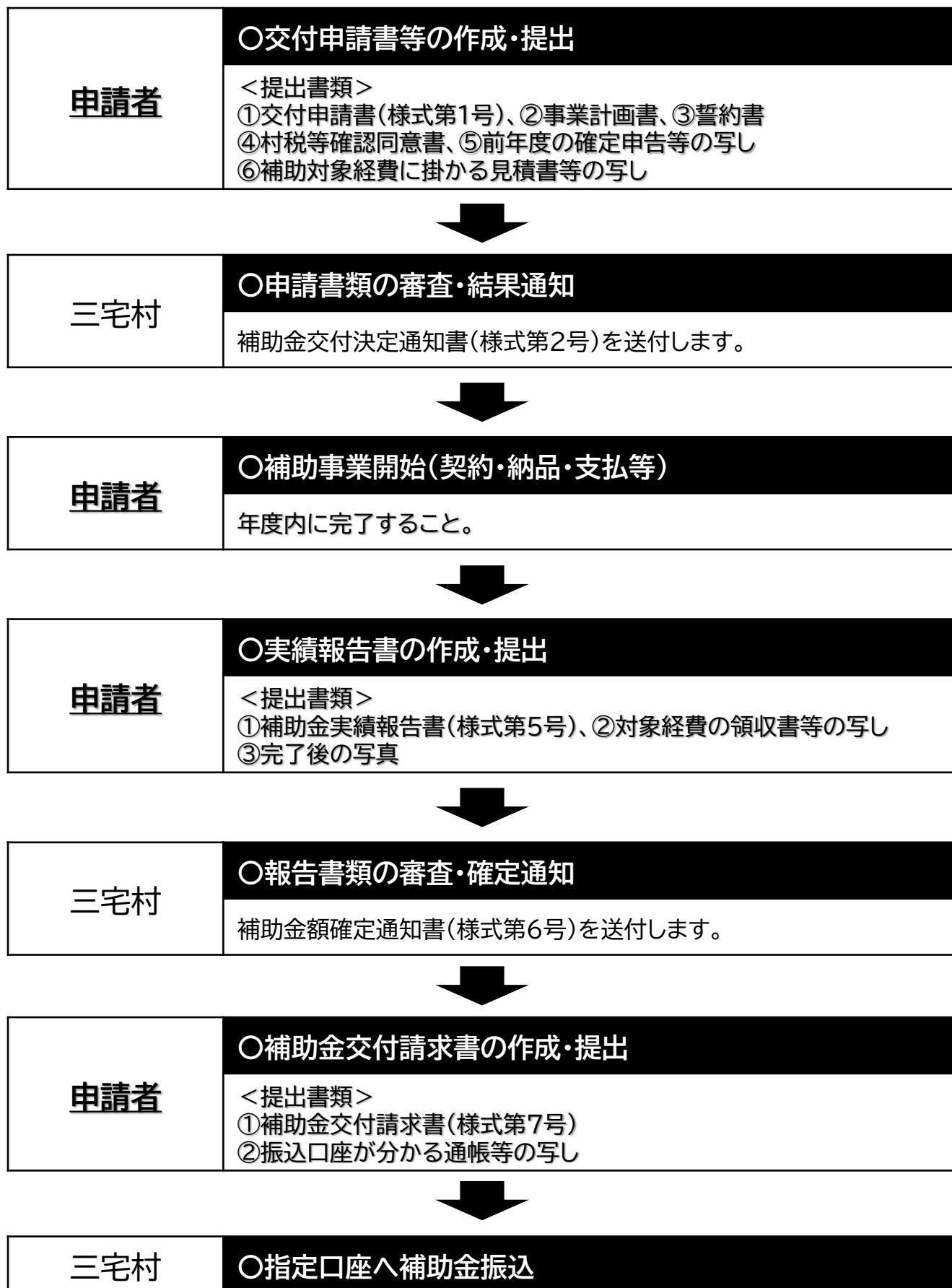
○申請書類

- ①交付申請書(様式第1号)、②事業計画書、③誓約書、④村税等確認同意書
 - ⑤前年度の確定申告等の写し、⑥補助対象経費に掛かる見積書等の写し
- ※必要に応じて、現地調査や追加書類の提出及び説明を求め場合があります。

○申請窓口・問合せ先

三宅村 観光産業課 観光商工係
電話:04994-5-0920

申請から補助金交付までの流れ



※ご不明な点等は、事前に下記までにお問い合わせください。

三宅村 観光産業課 観光商工係

電話:04994-5-0920